

「成田市 地域公共交通活性化協議会」と「成田市 地域公共交通会議」の 統合について

【統合の目的】

都市計画課が所管する「成田市 地域公共交通活性化協議会」と交通防犯課が所管する「成田市 地域公共交通会議」は、いずれも地域公共交通に関して協議する場であるほか、それぞれの会議体の構成メンバーの多くが重複しているといった現状もあることから、会議体を一本化※することで構成メンバーの負担軽減及び効率的な協議会運営を目指す。

※「地域公共交通活性化再生法」と「道路運送法」の二法に基づいた協議会

【統合後の会議について】

1. 名称は「成田市 地域公共交通会議」を使用する。
2. 統合後は「成田市 地域公共交通活性化協議会」同様に出席委員の過半数で決するものとする。
3. 下部組織として、交通事業分科会と運賃協議分科会を設置する。
4. 委員案は別紙のとおりとする。